

商都ライプツィヒの興隆と大市

——商業史的概観——

谷 澤 毅

はじめに

中世後期から近世初頭にかけてのドイツでは、遠隔地商業の発達を契機として多くの商業都市が繁栄を見せた。拠点的性格の強い主要な都市を列挙するだけでも、北からリューベック、ハンブルク、ダンツィヒ（現グダニスク）、ケルン、フランクフルト（アム・マイン、以下 a. M. と略）、ライプツィヒ、ニュルンベルク、アウグスブルクなどがあり、これ以外にも多くの都市が、ヨーロッパ商業においてそれぞれ通商網の一面を形成していた。これら諸都市のうち、リューベックはハンザの衰退と歩調を合わせて、また、アウグスブルクは「フッガー家の時代」（F. エーレンベルク）の終焉とともに、ひとまずヨーロッパ商業における主導的な立場を失っていくものの、概して三十年戦争に至るまでのドイツは、ここで挙げた都市を結節点として「中世の世界経済」（F. レーリヒ）から近世の「ヨーロッパ世界経済」（E. ウォーラーステイン）にかけての時代の広域的な国際的通商網にリンクしていたといえることができる。それゆえ、ドイツ商業の具体的様相、さらにヨーロッパ国際商業におけるドイツの位置を探っていくためには、これら各都市に視点を設定して取引の実態を明らかにしていく必要があるが、そのための一助として、本稿では、上で挙げた都市の中からライプツィヒを取り上げ、この都市の大市を中心とした商取引の一端に注目し

てみることにしたい。

ライプツィヒはドイツ東部、ザクセン地方の中心的な商業都市である。中世以来ここでは大市が開催され、フランクフルト(a. M.)とともにドイツの代表的な大市開催都市として並び称されたこともあり、これら二つの大市開催都市が内陸ヨーロッパ商業において担った役割については、我が国でも経済史、商業史の概説書などでつとに指摘されてきた。しかしながら、ライプツィヒに限ってみれば、この都市の商業史に関するまとまった研究は我が国ではまだほとんど存在せず¹⁾、そこでの取引の実態については、十分知られているとは考えられない。本稿では、このような我が国での研究状況を鑑み、これまでのドイツ本国での研究成果に依拠しながらライプツィヒの第一の盛期とされる16世紀に至るまでの大市発展の背景と商品取引の一端を検討しながら基本的な事項を確認し、今後の我が国におけるヨーロッパ商業史研究のための一つの足掛かりを提供することにしたい。

Ⅰ. これまでの主な研究

まずライプツィヒ商業史に関する基本的な文献について、古典的な研究と最近の研究に絞って見ておくことにしよう。

大市を中心としたライプツィヒ商業の歴史について見ていこうとする者は、この分野でこれまで繰り返し参照されてきた文献として次の三冊があることに気付くであろう。すなわち、①ハッセ『ライプツィヒ大市の歴史』²⁾、②クロカー『ライプツィヒ商業史』³⁾、それに③フィツシャー『ライプツィヒ商業史の二世紀から1470-1650年』⁴⁾の三冊である。このうち①は、恐らく文書館史料に密着した初めての本格的なライプツィヒ大市に関する研究書であるかと思われる。本書の特徴は、史料に基づいた精緻な実証研究にあるといえるが、ただ、近世の部分については、記述の中心は大市をめぐる制度、法制にあり、商人の活動、商品取引の実態については十分展開されてはならず、この点は、後世への課題として残されたとい

うことができる。とはいえ、1967年には本書の復刻版が出ていることから古典としての評価は高いと言うことができる。②はライプツィヒ商業史に関する最も基本的な通史であろう。コンパクトな体裁にもかかわらず、都市ライプツィヒ成立以降の同市商業の展開が、大市での取引と恒常的な取引の双方に目配りを行き届かせつつ、具体的に解明されている。また、③ではライプツィヒに移住してきた外来商人に焦点が当てられており、彼らの取引活動が品目毎に掘り下げて検討されている。本書で繰り広げられた商取引に関する緻密な研究により、ライプツィヒにおける商人の活動、商品取引の実態は、移住商人という限られた範囲内ではあれ、ある程度まで明らかになったといえるだろう。また、商人の活動を個別に扱いながら、取引の空間的な広がりや商人同士の人的なネットワークをも明らかにしていくという本書で展開された手法は、最近注目されているプロソポグラフィの手法にも通じるものである。なお、フィツシャーのこの研究書は、刊行後直ちにドイツ商業史学界の大家アムマンに注目され、彼の紹介論文のなかでその内容が検討されている⁵⁾。

ライプツィヒの商業史に関する研究は、これら古典的ともいえる業績を土台として積み重ねられてきたが、近年の成果のなかでは、シュトラウベ⁶⁾とブリューバッハ⁷⁾の研究が、ライプツィヒを広域的な商品取引関係に位置づけて見ていくうえで重要であろう。シュトラウベの研究は、護衛料の徴収記録から荷車の発着地や積荷などを明らかにしたもので、中欧・東欧方面でのライプツィヒを中心とした商品流通の一面が具体的に解明されている。後者のブリューバッハの研究は、内陸ドイツの三つの大市、すなわちフランクフルト(a. M.)、ライプツィヒ、ブラウンシュヴァイクをそれぞれ個別的に、また一部比較史的ないし関係史的側面をも加味しつつ検討したものである。考察の中心はフランクフルトに置かれているものの、ライプツィヒ大市についても120ページ程が割かれており、近代に至るまでの同市大市の展開が、国際的な通商関係と関連づけられながら論じられている。ところで、1997年は、ライプツィヒ大市の発展にとって極めて重要な意味

を持つ特許状が、1497年に神聖ローマ帝国皇帝マクシミリアン一世から付与されて500年という節目に当たる。これを記念してライプツィヒでは大市をめぐり学際的な学術会議が開催され、1999年にその成果が『ライプツィヒ大市 1497—1997年』というタイトルで浩瀚な二巻本となって刊行された⁸⁾。論考の多くは19世紀以降を対象としているが、近世を扱ったものは、大市開催特権獲得の問題やライプツィヒと領邦ないし帝国、ヨーロッパ各地との関係、ライプツィヒ大市と鉱業・金融との関わりなど、いずれもライプツィヒ大市を検討していく上で無視することのできない重要なテーマを扱っている。

以上で取り上げたもの以外にもライプツィヒ商業史を扱った研究は多い。詳細な目録は他の文献に譲り⁹⁾、ここでは筆者の関心から、近世に関わるものとして、フッガー家の取引活動¹⁰⁾や低地地方との経済関係¹¹⁾に関する研究、ライプツィヒで新たに市民権を取得した者の一覧の作成¹²⁾といった成果もあるということのみを付け加えておこう。また、ニュルンベルク、フランクフルト(a. M.)、ケルンなど、ライプツィヒと盛んに取引を行っていた諸都市の商業史を扱った文献も、ライプツィヒ商業の広域的な性格をみていくうえで欠かすことはできないであろう¹³⁾。

ところで、近年ドイツでは、大市に関する大部の研究書の刊行が目につく。既に取り上げたブリューバッハの研究と『ライプツィヒ大市 1497—1997年』以外にも、ヨハネクとストーブの編纂による中世・近代ヨーロッパの大市と年市システムに関する論文集¹⁴⁾やロトマンの中世フランクフルト(a. M.)の大市についての緻密な研究¹⁵⁾が公刊されており、特に後者の緻密な研究は、ディーツの業績¹⁶⁾以来ほとんどまとまった研究のなかったフランクフルト大市研究の進展に大きな一石を投じるものと思われる。21世紀のヨーロッパはEUによる経済面からの統合が益々進むであろうが、1990年代ドイツにおける大市史研究への取り組みには、あるいは、人や物、情報などのボーダーレスな交流が増えつつあるヨーロッパの現状の一端が反映されていると考えられないだろうか。すなわち、様々な人の出会いの

場、商品や貨幣の交換の場、さらには情報の交流の場でもある大市を、政治的境界を越えて広がる通商網や商人のネットワークの実態などと合わせて改めて歴史に溯って検証していくことは、国境の持つ意味を相対化させつつある現在のヨーロッパの今後の行末を占うということにも一部繋がっていると推測されるのである¹⁷⁾。

以上、大市を中心としたライプツィヒ商業史に関する主な研究成果を一瞥してきた。これらの文献に依拠しながら以下での考察を進めていくことにしよう。

II. 国際商都への発展

ライプツィヒは、まず城塞 (Burg) として11世紀に記録に登場する。恐らく、その所在地は地理的な条件にも恵まれていたのであろう¹⁸⁾、いわゆる「商業の復活」やドイツの東方植民が進み、遠隔地商業に従事する人々の行き来が活発になるにつれ、ここライプツィヒを経由する街道での人や物の行き来が盛んとなり、発展に向けて大きな刺激を受けたものと推測される。1168年にエルツ山脈のフライベルクで鉱山が開かれたことも、ライプツィヒ商業の発展に向けて大きな契機となった。マイセン辺境伯オットー（在位1156—1190年）の下、ライプツィヒには都市法が与えられただけではなく、同市を中心とした禁制圏もが設定され、市場都市として発展していくための土台が築かれることとなった¹⁹⁾。

マイセン領内で、ライプツィヒが周辺地域から農産物の供給を仰ぐ商品集散地として位置づけられていたことは、1216年の文書や1359年のライプツィヒ都市台帳 (Stadtbuch) のなかで、ライプツィヒ周辺の村落の住民が、街道や橋の管理と引き換えに同市での非課税特権を与えられていたことから見て取ることができる²⁰⁾。このようにライプツィヒ市内への商品搬入を容易にするための配慮が為されていたほか、悪質な債務者から商人を保護するための規定が設けられていたことも²¹⁾、取引が円滑化される上で

大きな意味を持っていた。1268年には、辺境伯ディートリッヒ (Dietrich von Landsberg) により、ライプツィヒを訪れる外来商人に護送特権が与えられ、商人と商品双方の安全が保障されることになったが²²⁾、このような取り決めからは、ライプツィヒの持つ広域的な商業都市としての性格を垣間見ることができる。ところで、ライプツィヒの春と秋の二つの大市、すなわち復活祭 (Jubilate) の市とミカエル祭の市が、それぞれいつから開催されていたのかは不明であるが、1268年のこの布告が復活祭間近の3月1日に与えられていたということは、この年すでに復活祭の市が存在していたことを推測させる²³⁾。特許状というかたちで大市の開催が史料的に確認できるのは、それから200年近くが経過した1458年の新年の大市開催に関する記録が最初となる。以下、この新年の大市の開催権をめぐる問題を含め、特許状獲得のあらましについてプリュューバッハなどの研究に依拠しながら具体的に見ていこう。

1. 特許状獲得の経緯

1458年、ザクセン選帝侯²⁴⁾は、ライプツィヒに以前から設けられていた二つの大市に加えて第三の大市すなわち新年の大市を開設する特権を与え、合わせて大市を訪れるすべての商人に無料で護衛を提供する旨を申し出た。これにより、ライプツィヒには、既に新年の大市が開催されているハレから顧客を奪い、大市開催都市としての立場をより強固なものにしていく契機が与えられることになったが、当然の事ながら、この選帝侯の決定はハレの意向をまったく無視するものであった。そこでハレが皇帝に訴えたところ、1464年、古くから同市で催されてきた新年大市の正当性は皇帝フリードリヒ三世より認められるところとなり、ハレの大市の法的な権威は選帝侯からの特許状に依拠するライプツィヒのそれを上回ることになった。だが、この決定に関してザクセン選帝侯の代理人が伺いを立てたところ、1466年、皇帝はライプツィヒにも新年市の開催権を与えてしまった。

そこでハレの参事会は、再度皇帝に対して陳情を行ない、ライプツィヒ

で新年大市が開かれることによって生じる苦境をフリードリヒ三世に訴えた。すると1469年5月、皇帝は再びハレの側にたち、三年前にライプツィヒに与えた特権を取り消してしまい、新年大市の開催を中止するとともにハレ市場に市民が向かうのを押し止めぬよう、合わせてライプツィヒに通達を出した。ところが、これを不服としてライプツィヒが直ちにザクセンのエルンスト選帝侯とアルブレヒト公の兄弟に仲介を頼み、皇帝に訴えたところ、皇帝は同年8月、僅か三ヶ月前にハレに与えた特権を取り消したうえでライプツィヒの特権を是とし、再びライプツィヒ寄りの立場を鮮明にしてしまったのである。

ライプツィヒとハレとの間で妥協が成立したのは、二転三転する皇帝の一貫しない立場に業を煮やしたハレが仲裁裁判という手段に訴えて、ブランデンブルク辺境伯の主導のもとで審議を経た1470年のことである。かくして両都市ともに一月に新年市の開催が認められ、ライプツィヒ、ハレの順に連続して大市が開かれることに決まった。しかし、このような決定にもかかわらず、ハレはライプツィヒの商業的優位に太刀打ちできず、やがて開催期を移動させざるをえなかったという²⁵⁾。

以上で見たようなハレとの争いは、大市開催のための法的な根拠、いわば政治権力者からのお墨付きが、大市の存続と繁栄にとっていかに大きな意味を持つかということライプツィヒ当局に痛感させる切っ掛けとなった²⁶⁾。一区切りおいて今度はマグデブルクと大市の開催権を巡って争うようになったとき、ライプツィヒ当局は、参事会員を皇帝マクシミリアン一世との交渉に当たらせるため、はるかインスブルックにまで派遣しているが²⁷⁾、それというのも、皇帝から与えられる特許状というものが、ほかの大市開催都市と対抗していく上で何物にも代え難い武器になるであろうことを、都市当局が十分認識していたからであったと考えられる。その結果、皇帝は1497年、ライプツィヒに対して改めて大市開催に関する特権を与え、その中で三つの大市——復活祭の市、ミカエル祭の市、新年の市——の開催期が初めて明記されることになった²⁸⁾。ザクセン公アルブレヒトが提示

した内容を皇帝が認可するというかたちで与えられたこの度の特権は、ライプツィヒの君主(ランデスヘル)として同公の名が仲介者として明記されているだけでなく、マグデブルク司教区、ハルバーシュタット、マイセン、メルセブルク及びナウムブルクにおける新たな年市の開催を高額の罰金を設けて禁じる旨を定めたライプツィヒにとって極めて重要な内容を含むものであった²⁹⁾。

ライプツィヒと皇帝との大市開催特権を巡る関係は、16世紀になってからも続く。1505年、皇帝マクシミリアンは大青の取引で有名なエルフルトに新たな年市の開催を認めた。エルフルトは、この時点では、1497年にライプツィヒに対抗する大市の開催が禁止された区域の外に位置していた。しかし、アルブレヒト公の息子のゲオルクは、ライプツィヒに認められている特権が遵守されることに加え、それがさらに拡大されるべくマクシミリアン帝に働きかけた。その結果、1507年にライプツィヒには再び皇帝から大市開催に関する特許状が与えられた。そこには、ライプツィヒを中心とした半径15マイル(約112キロ)以内での他の大市開催を禁じる規定が盛り込まれていた。これによりエルフルトまでもがライプツィヒを中心とした禁制圏の範囲内に含まれることになり、その範囲内での商品集散権(シュターペル)がライプツィヒに認められることになった³⁰⁾。

ゲオルク公は、教会方面への配慮も忘れなかった。公はライプツィヒ大市の立場をさらに確実なものとするために、1507年の特権がそのまま盛り込まれた教皇レオ10世からの勅書を入手することに成功する。その内容は、1514年12月8日に教皇令として発令され、ライプツィヒでは聖トマス教会の扉に掲示された。かくしてライプツィヒの大市は、俗界の行事であるにもかかわらず、聖界からもその特権的な位置が認められることになり、フランクフルトの大市と並ぶ帝国最大の大市として発展していくための法的な基盤を整えることができたのである³¹⁾。

以上見てきたようにライプツィヒは、領邦のみならず皇帝の権威を利用しながら大市の特権的な立場の維持、拡大に努めてきた。そのようなこと

が可能であったことの原因としては、マイセン・ザクセンの諸君主が財政的にライプツィヒの経済的發展に依存する部分が多く、ライプツィヒ大市の利害を尊重する方向で緩やかな支配を行ってきたということ³²⁾、また、血縁関係や資金の融通を通じてハプスブルク家とザクセン公家（ヴェッティン家）とが強く結ばれていたということが挙げられよう³³⁾。ライプツィヒは、神聖ローマ帝国の終焉に至るまで帝国都市であったことはなく、その大市も帝国直属の「ライヒスメッセ」となることはなかった³⁴⁾。領邦に服属する都市が帝国都市とならず、その支配の下で経済的な繁栄を達成していくことのできたケースとして、ライプツィヒの歴史は、都市と領邦権力との関係を見ていく上で一つの興味深い事例を提供していると言えるのではなかろうか。

さて、大市開催特権獲得の経緯についてやや詳しく検討してきたが、ライプツィヒの商業的繁栄は、一連の大市特許状の獲得による法的基盤の整備のみによって達成されたのではない。例えば、鉱山開発や商人の活動など経済の実態面を重視するのであれば、皇帝から与えられた特権なども商業の発展という現実を後から追認したものであり、さらなる発展の可能性のみを与えたものに過ぎないと消極的に解釈することもできるかもしれない³⁵⁾。そこで次に、特許状の獲得以外にライプツィヒ商業の繁栄を推し進めた諸要因を取り上げ、各要因ごとに掻い摘んで見ておくことにしよう。

2. 商業の発展を促した諸要因

ここでは、これまでの研究成果から、大市開催権の獲得以外でライプツィヒの商業繁栄の契機となった諸要因を整理して以下の四点にまとめてみた。

① ザクセンにおける鉱山開発

1168年にエルツ山脈で銀の鉱脈が発見され、鉱山都市フライベルクが成立すると、フライベルク鉱山で採掘された銀は領邦財政を潤しただけでなく、銀の流通を通じてライプツィヒの商業にも刺激を与えることになっ

た³⁶⁾。さらに15世紀末から16世紀初頭にかけてエルツ山脈のシュネーベルク、アンナベルク、マリーエンベルクなどの鉱山開発が進み、加えて北西部のマンズフェルトでも銅の採掘が強化されるようになると、ザクセンはドイツにおける一大鉱業地域となり、この地域での貨幣の流通も促されていくようになった³⁷⁾。これら好条件を背景としてザクセンで最も著しい商業的發展を見せる都市こそライプツィヒに他ならない。ライプツィヒは鉱産物の取引の拡大により商品市場としての重要性を増しただけでなく、採掘・加工を行なう会社にとっての資金調達ないし鉱山の持ち分 (Kux) 取引の場ともなり、金融市場としての側面も色濃く見せていく³⁸⁾。鉱業の発展、貨幣経済の進展は、ライプツィヒ商人のみならず領邦の鉱山投資をも活発にし、さらにまた高地ドイツ商人がライプツィヒに注目する一つの重要な要因ともなる³⁹⁾。取引において信用が供与された場合、支払期限はライプツィヒの三つの大市、それにナウムブルク大市の計四つの大市開催期に設定されることが多く、これらの大市はまた、ザクセンの諸君主が資金の借入・清算を行なう場ともなっていくのである⁴⁰⁾。

② 経済的先進地域からの移民の受け入れ

ライプツィヒは、既に13、14世紀から主にマイセンなど近隣地域からの移住商人を受け入れてきた⁴¹⁾。これに対して、15、16世紀になると経済的先進地域である高地ドイツを中心に、ドイツ各地からライプツィヒに進出してくる商人が増え、低地地方、イングランドからの商人も、少数ではあるが記録されるようになる。高地ドイツ出身者のなかではニュルンベルク商人が多く、フィッシャーの集計によれば、1471年から1550年にかけてライプツィヒに移住してきた商人のなかで出身地のわかる商人は165名、そのうち高地ドイツの出身者は約半数の79名、そのうち36名がニュルンベルク出身であった⁴²⁾。

このようなライプツィヒへの移民増大の理由としては、一つには上で挙げたザクセン地域での鉱山開発がライプツィヒでの取引・投資機会を新たに生み出したということが挙げられよう。また、1420年頃から、ライプツ

ィヒがニュルンベルクの対ポーランド商業の拠点として位置づけられるようになり⁴³⁾、ヨーロッパ東西貿易の拠点として抜きんできた地位を築いていくようになったことも一つの理由であろう。それはまた、ハンザの衰退や「ヨーロッパ世界経済」の形成に伴うヨーロッパ東西貿易における経路の変化、経済的中心地の移動、政治情勢の変化といった問題とも無関係ではあるまい。この地へ移住してきた商人は、出身地との血縁関係や取引関係を基にしてさらに事業を拡大していき、それがライプツィヒの経済力の強化、同市を中心とした通商網の拡大にも繋がっていくのである⁴⁴⁾。

③ 通商動脈の海路から内陸路への移動

ドイツ・ハンザの衰退とともにライプツィヒを経由する内陸路の重要性が増していくことを指摘する研究は多い⁴⁵⁾。15世紀以降ハンザが衰退していくに従い、これまでバルト海・北海沿岸のハンザ都市を経由していた東西ヨーロッパ間の通商の動脈は、内陸路に移動していく。例えば、プレスラウ（現プロツワフ）やクラカウ（現クラクフ）等の商業都市は、海域ハンザとの関係を弱めていく中で、内陸部ライプツィヒとの結び付きを強めていき、それが、やがて東西ヨーロッパをクラカウ・プレスラウ・ライプツィヒ・フランクフルト・ケルン等で結ぶ内陸部での大動脈の形成に繋がっていくと考えられている⁴⁶⁾。

この様な見通しはおおむね正しいであろう。ただ、それを裏付ける具体的な検証、すなわちハンザ衰退の前と後での海路・陸路それぞれの取引規模の推移といった量的な側面からの検討は、まだ十分行なわれてはいない。ハンザ海域からライプツィヒを経由する内陸路へ移った流通の規模を正確に把握するためには、ハンザからオランダへ引き継がれた海路での取引をも視野に入れながら、流通状況を品目ごとに細かく見ていく必要がある。その意味で海路から内陸路への動脈の移動とライプツィヒの発展とを関連付けて見ていくためには、なお多くの課題が残されているといえる。

④ ライプツィヒ周辺地域での手工業の発達

ライプツィヒ周辺地域では、16世紀後半から毛織物の生産が盛んに行な

われるようになる。②で指摘したように、ライプツィヒには中世末から多くの商人が移住してくるが、周辺の毛織物工業の発達に大きく貢献した人物の一人としては、まず低地地方出身商人の一人ハインリヒ・クラマー・フォン・クラウスブルッフ (Heinrich Cramer von Clausbruch) を取り上げるべきであろう⁴⁷⁾。低地地方からライプツィヒに移住した商人は、数から見れば少ないもののライプツィヒ商業の発展に大きな足跡を残した商人が多い。なかでもクラウスブルッフは、アントウェルペン方面との繋がりを生かして広汎な商取引を展開しただけでなく、鉱山、そして毛織物工業にも積極的な投資を行ない、ライプツィヒ周辺地域における繊維産業確立の立役者ともいえる役割を担うことになる。低地地方産毛織物のようなきめの細かい織物の生産を意図した彼は、地元アラス (Aras)、アントウェルペン方面から親方や職人を集め、ライプツィヒ南部モイセルヴィッツ (Meuselwitz) の作業場で輸出向け毛織物の製造に着手し、新たな地所を獲得しつつ生産を拡大していく。やがて彼の先例に従って他のライプツィヒ商人も毛織物生産に進出して来るようになり、16世紀後半には、西はエルフルトから東はオーバーラウジッツにまで広がるザクセンの手工業地域が形成されてくる⁴⁸⁾。ザクセンの手工業とライプツィヒの商業は、相互に刺激を与えつつ発展していき、それはまたライプツィヒ及びその周辺部での人口増大、購買力の増強にも繋がっていくのである⁴⁹⁾。

III. 商品取引

次にライプツィヒ市内で繰り広げられた商品取引を具体的に見ていくことにしたい。無論、ここでは概括的にはあれ取引の全貌を把握することはできないが、以下では、大市取引の概要を示した後、さしあたりライプツィヒ市内への商品の搬入、及びそこで取引された商品の二点に絞ってライプツィヒにおける商取引の一面に迫って見よう⁵⁰⁾。

1. 大市取引の概要

ライブツィヒでは、三つの大市、すなわち春（復活祭）の大市と秋（ミカエル祭）の大市、それに新年の大市ともに開催期間はまず八日と定められており、初日（恐らく準備期間）を除いた実質一週間が取引日として設定されていた。取引が開始されるにあたってはラートハウスの鐘が合図として鳴らされたという。だが、大市での取引規模が拡大していくにつれ、八日間という開催期間はあまりにも短すぎると感じられるようになったのであろう、16世紀以降、復活祭の市とミカエル祭の市の開催期間は3週間へと拡大されていくことになった⁵¹⁾。3週間の内訳を見ると、まず取引開始の合図が与えられる一週間前から準備期間が始まり、外来商人が店舗を設営する期間が設けられた。大市開始の合図が鳴らされる三日か四日前には、外来商人は既に店舗を開けているのが常であった。その後、本来の取引期間が一週間続き、取引終了の合図の後、支払いのための週が始まると、商人たちは清算に取り掛かった。但し、卸商人たちは、相応の支払いを（恐らくラートに）行なえば、この清算期間でも店舗を開くことができたという。

商人たちが設営する店舗は、織物商館(Gewandhaus)内の大店舗とマルクトの小店舗とがあったが⁵²⁾、大市の期間、店舗は街道や小道にまで溢れ、市中は取引一色であったという。また16世紀にもなれば大市は国際色豊かとなり、ザクセン外のドイツ人に加えてイタリア、低地地方、イギリスからの商人が目立つようになり、東欧からはポーランド系ユダヤ人が多くここを訪れるようになった。各種の見世物や遍歴する楽士、芸人の存在も大市の非日常的な雰囲気を高めるうえで欠かすことはできなかった⁵³⁾。

ここで計量税の記録を基にして、ライブツィヒ大市の大凡の取引規模を確認しておこう。ライブツィヒ市内に搬入された商品はすべて計量所(Waage)に持ち込まれ、品目や大きさ、重さに従って課税されるように定められていた⁵⁴⁾。それゆえ、計量所で徴収された税の金額すなわち計量税収入の記録はライブツィヒでなされた取引の規模を推し量る重要な指標であ

る。それによると、ライプツィヒの商業、都市経済全体のなかで大市取引の持つ意味は極めて大きいことがわかる。プリーバツハは、16世紀の四ヶ年について、大市開催期間中の計量税の収入が各年度の収入総額に占める比率に基づき、都市取引全体のなかで大市取引の持つ大きさを確認しているが、彼によるとその比率は、1530年が約70%、1550年が68%、1560年が79%、1590年が91%に達していた⁵⁵⁾。ライプツィヒにおける商取引がいかに大市に集中していたか、ここから見て取ることができる。

また、大市の取引規模自体も拡大傾向を続けていた。表一1は、1472年から1600年までの大市開催期における計量税の収入を10年毎に示したものである。これは、換算通貨の変更や貨幣価値の変動が考慮されていない不十分な表でしかないが、ライプツィヒ大市における取引規模の拡大を示す

表一1 大市開催期間中の計量税の収入額 (1472年-1600年)

単位：1550年まではショック・グロッシュェン(Schock Groschen),
その後はターラー (Taler)。

年 度	収入額
1472	684
1480	821
1490	792
1500	707
1510	1195
1520	1033
1530	1023
1540	1473
1550	1580
1560	5496
1570	5590
1580	5950
1590	7695
1600	9188

出典：Nils Brübach, Die Reichsmessen von Frankfurt am Main, Leipzig und Braunschweig, S. 424. より作成。より詳細な表は同書の巻末の表を参照。Ebenda, S. 604-605. 但し、そこでは1590年の収入額が8191ターラーとされていたり、本表で1570年のものとされている金額が1571年の収入とされているなど、本表と若干の違いが見られる。その理由は不明である。

一つの証左にはなるかと思う。前章で見た様々な要因に支えられながらライプツィヒは、17世紀初頭に三十年戦争の打撃を受けるまでドイツ・中欧の枢要な商業的結節点として発展していく。ヨーロッパ各地から様々な商品がここに持ち込まれて売買を経た後、国際的な取引活動を展開する商人たちの通商網を通じて再び各地へと転売されていくのである。

2. 市内への商品の搬入

ライプツィヒ市内に商品を搬入しようとする外来商人ないし輸送業者は、まず市門で車両税 (Wagen-Karrengeld) を支払う必要があった。その際、税官吏は、商人ないし輸送業者の名前と車両の数、それに積み込まれている商品の種類と量などを一種の伝票 (Torzettel) に記載するとともに、商品をもたらした者にマルクトにあるラートの計量所——そこはまた、市外部との商業や交通のための諸機関が集中している所でもあった——に向かうよう指示を与えた⁵⁶⁾。

さて、マルクトで外来商人ないし輸送業者は、まずライプツィヒまで携えてきた護衛に関する書類 (Geleitszettel) を当該の機関に提出した後⁵⁷⁾、商品を計量所で秤にかける必要があった。先にも述べたように、ライプツィヒ市内に持ち込まれた商品は、必需品を除き、すべて計量税徴収の対象とされていたのである。この計量税はライプツィヒ市参事会の収入となった⁵⁸⁾。計量を担当したのは参事会員から任命された計量監督官 (Waagemeister) であり、その数は、1507年までが一人、その後二人となり、1520年からはしばしば四名となった⁵⁹⁾。但し計量の際、実際の商品の上げ下げは、それを担当する監督官 (Lädermeister) のもとでその下僕達がおこなっていた。計量税の徴収は、徴収原則を定めた表に従って行われ、従量税、従価税といった課税方法、税率が個々の商品について定められていた。商品の品質検査と計量との結果に基づいて計量税が支払われると、計量監督官は、それらの商品が大市で販売されても問題の無い旨を宣言した⁶⁰⁾。

計量税が無事徴収されると、輸送業者には、彼らの積荷が正当な手続きを終了したことを示す証書が発行され、それを市門で提出して市外に出ることができた⁶¹⁾。一方外来商人は、仲介業者(Makler)の仲立ちを経て地元商人との関係を取り結ぶとともに、彼らが市内に持ち込んだ商品がまずもって地元ライプツィヒの商人に、その後で外来商人に供給されるように仲介業者により指示を受けた。仲介業者は、商人間の中継だけでなく、市内に運ばれてくる諸商品の品質や包装のチェック、取引の監視も行なった。また、宿屋など外来商人が滞在する先の主人(Wirt)にはこれら商人を監視する義務があった⁶²⁾。外来商人の市内での販売は、場所代(StandgeldまたはStattegeld)の支払いと引き換えに認められた。大市開催期間中は原則として取引の自由は認められていたが⁶³⁾、地元の商人や小売業者の利益を保護するため、外来商人がライプツィヒ市内で調達した商品の再販売を行なうことは禁止されていた⁶⁴⁾。

3. 市内で取引された商品

近世のライプツィヒで取引された商品については、まだ不明な点が多い。フィッシャー等の研究により個別的な取引についてはある程度明らかにし得るとしても、各商品の取扱総量や取引価格、それらが市内全体ないし大市での取引で占める比重、各商品の仕入先と供給地、さらにはこれらの時系列的な変化など、近世ライプツィヒにおける商品取引の全貌を把握するための多くの課題は、なおも未解決のまま残されているといえる。それゆえ、ここでは量的な問題には立ち入らず、ライプツィヒ市内で主にどのような商品が取引されていたかということに視点を置きつつ、これまでの研究成果に基づきながら見ていくことにしよう。

さて、15、16世紀にライプツィヒで取引されていた主な商品を見ると、例えばウンガーによれば、東欧から西欧方面に向けては毛皮、皮、蜜蠟があり、さらにライプツィヒと低地地方との間では、西向けの金属(銅、銀、錫)と東向けの毛織物とが取引の軸を成していたという(金属・毛織物枢

軸)⁶⁵⁾。金属と毛織物がライプツィヒ経由の東西ヨーロッパ商業の中核を成していたことは、これまでの研究成果から見ても確かだと思われる。また、クロカーは、価格規定 (Taxen) や計量所における料金一覧 (Tafel) に基づいて、外来商人によってライプツィヒに搬入された商品を列挙している⁶⁶⁾。但しここでは、必需品ゆえに計量義務の無かった塩や肉、それに露天商が扱う食糧⁶⁷⁾が挙げられていないほか、金属・鉱産物、絹製品、エルフルト特産の大青、それに雑多な商品群を総称する小間物 (Kramwaren)⁶⁸⁾といったライプツィヒを特徴づける遠隔地商品が (理由は不明だが) 欠けていることにも注意する必要がある。さて、クロカーにより挙げられた商品を見ると、まず食糧としては、四旬節に食される魚類、米、無花果のほか、嗜好品として油、蜂蜜、砂糖、アーモンド、干し葡萄が、また香辛料としては胡椒、丁子、サフラン、ナツメグ、肉桂、キャラウエー、各種の生姜類 (Ingwer, Cardamon, Galgant, Zittwer) などがあり、ワインも南方産とドイツ産取り混ぜて様々なワインが記録されていた⁶⁹⁾。食糧以外では、カトリックの典礼で用いられる没薬、乳香、蜜蠟のほか、紙、石鹼が、また繊維製品として亜麻布、バルヘント、毛織物 (生地、織物) があつた。

ここで挙げた商品のうち、魚は乾燥、薫製、あるいは塩漬けにされた海産魚が最も重要であり、バルト海・北海産の鯨やベルゲン産の棒鱈などがリュウベックやシュテッティン (現シチェチン) などの港湾都市から送られてきた⁷⁰⁾。また、繊維製品の主な製造・輸入元として、亜麻布ではアウグスブルクやシュヴァーベン、バルヘント織りではアウグスブルクやミラノといった地名が見られ、一方毛織物を見ると、生地では低地地方のアラス、ブリュージュ、ライデン、メヘルン、フランスのクレルモン、織物ではアーヘン、フランクフルト (a. M.)、ブラバント、さらにイングランド、ロンドンといった地名が挙げられている。ライプツィヒに商品をもたらした外来商人の中では、ニュルンベルク商人の役割が極めて重要であり、南方産ワイン、香辛料、絹といった主にイタリア方面から送られてくる商品は、大抵ニュルンベルクを経由してライプツィヒに達していた⁷¹⁾。このうち香

辛料は、低地地方との関係の深い商人によってライプツィヒの対西欧取引の中核をなす金属、毛織物と合わせて取引されることもあり⁷²⁾、16世紀以降、アントウェルペンに陸揚げされた香辛料もライプツィヒに達していたものと推測される。低地地方とライプツィヒの間の区間では、ケルン及びフランクフルト (a. M.) との関係がライプツィヒの商業にとって重要であった⁷³⁾。ロシア・東欧からの商品では、蜜蠟が重要な商品であったほか、皮・毛皮類がプレスラウ、クラカウ、ポーゼン(現ポズナニ)、フランクフルト (アム・オーデル)、ベルリン、マグデブルクから輸送されてきたほか、ダンツィヒ、シュテットイン、リューベックといった港湾都市からも送られてきた⁷⁴⁾。

ところで、ライプツィヒ商業の発展がザクセンの鉱業及び毛織物工業の発展と深く結びついていたことは既に前章の2で述べたが、16世紀の前半から17世紀初頭にかけてのライプツィヒ大市では、これら鉱工業の発展と関係する金属と毛織物という言わば二大商品群のうち、取引の中心が前者から後者へと変化したことがブリューパッハにより指摘されている⁷⁵⁾。その理由としては、南米産の銀のヨーロッパ市場への流入が中欧の銀鉱山に打撃を与え、それにより金属取引におけるライプツィヒの重要性が低下してしまっただけが挙げられている。しかし、ライプツィヒの商業は、金属取引の役割低下により直ちに衰退してしまうのではなく、周辺地域における毛織物中心の手工業の発展により、繊維製品の取引を軸に拡大し続けていく。移入商人たちの活動にも支えられながら、ライプツィヒの繁栄は、ドイツ経済史の大きな転換期である三十年戦争の開戦間際までは維持されていくのである⁷⁶⁾。

結 び

ライプツィヒの繁栄は、ひとまず三十年戦争の勃発により中断する。その後、ライプツィヒは18世紀に入ると以前にも増して取引活動を活発に展

開していき、同市の大市は、東欧の対ドイツ、西欧商業の一大拠点としてヨーロッパ国際商業において確固たる地歩を築いていくことになる。

本稿では、近世ライプツィヒの商業を、商都としての発展を促した諸要因と商品取引の実態という側面から考察してきた。まず第1章で主な研究文献を紹介した後、第2章では、大市開催の政治的、法的な保障の獲得について特権獲得の経緯をやや踏み込んで検討し、合わせて経済の実態面からライプツィヒに商業的繁栄をもたらした要因を四つにまとめて指摘した。次いで第3章では、具体的な商品取引について、まず大市取引の概要について説明した後、ライプツィヒ市内への商品搬入の過程、さらに取引された主要な商品の内容とそれらの大まかな流通という側面から明らかにした。

以上で行なった考察からは、これまで我が国では掘り下げて検討されることのなかった近世ライプツィヒ商業の基本的な枠組みに関して、限られた側面からではあれ、ある程度具体的に明らかにすることができたと思われる。無論、本稿で立ち入ることができず、今後に残された課題も多い。さしあたり、①ライプツィヒ商業と鉱業との関連、それに②国際的な通商網におけるライプツィヒの位置、という二つのテーマを課題として挙げておきたい。双方ともに、ドイツ商業の具体的様相、さらにヨーロッパ国際商業におけるドイツの位置を探るという冒頭で掲げた問題意識と関連する課題であるが、①は、商品としての鉱産物の流通だけでなく、投資の場としての鉱山をも視野に入れることによって、ライプツィヒと外来商人、領邦との関係や貨幣流通・金融業の展開などといった問題とも関わってくるであろう。また、②は、近世ヨーロッパ国際商業におけるライプツィヒの位置を探るに止まらず、当時のドイツないしヨーロッパにおける多様な経済関係、交流の実態を明らかにしていくための一助となるものと考えられる。これらの側面からの検討を今後の課題として挙げておきたい。

註

- 1) これまでの邦語文献のなかで、中世・近世のライプツィヒを比較的詳しく解説し

- たものに、例えば次がある。魚住昌良「ライプツィヒ——大市と大学と出版」,『ドイツの古都と古城』,山川出版社,1991年,167—172頁。なお,フランクフルトの大市については,小倉欣一「中世フランクフルトの大市」,東洋大学経済研究所研究報告,第4号,1978年がある。
- 2) Ernst Hasse, *Geschichte der Leipziger Messe*, unveränd. Nachdruck der Ausgabe, 1885, Leipzig, 1963.
 - 3) Ernst Kroker, *Handelsgeschichte der Stadt Leipzig. Die Entwicklung des Leipziger Handels und der Leipziger Messen von der Grundung der Stadt bis auf die Gegenwart*, Leipzig, 1925.
 - 4) Gerhard Fischer, *Aus zwei Jahrhunderten Leipziger Handelsgeschichte, 1470-1650. Die kaufmännische Einwanderung und ihre Auswirkungen*, Leipzig, 1929.
 - 5) Hektor Ammann, *Leipzig als Handelsstadt*, in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* (以下 VSWG と略), Bd. 23, 1930, S. 342-346.
 - 6) Manfred Straube, *Mitteldeutsche Städte und der Osthhandel zu Beginn der frühen Neuzeit. Forschungsergebnisse, Forschungsmöglichkeiten, Forschungsnotwendigkeiten*, in: *Stadt und Handel*, hg. v. B. Kirchgässner u. H. -P. Becht, Veröffentlichungen des Südwestdeutschen Arbeitskreises für Stadtgeschichtsforschung, Bd. 22, Sigmaringen, 1995, S. 83-106. 以下においてより詳細な分析がなされていると思われるが筆者未見である。M. Straube, *Zum überregionalen und regionalen Warenverkehr im thüringisch-sächsischen Raum, vornehmlich in der ersten Hälfte des 16. Jahrhunderts*, Habil. Schr., Leipzig, 1981.
 - 7) Nils Brübach, *Die Reichsmessen von Frankfurt am Main, Leipzig und Braunschweig (14.-18. Jahrhundert)*, Beiträge zur Wirtschafts- und Sozialgeschichte, 55, Stuttgart, 1994.
 - 8) Harmut Zwahr, Tomas Topfstedt, Günter Bentele (Hg.), *Leipzigs Messen 1497-1997. Gestaltwandel-Umbrüche-Neubeginn*, Teilbd. 1, 1497-1914, Teilbd. 2, 1914-1997, *Geschichte und Politik in Sachsen* Bd. 9/1, 9/2, Köln/Weimar/Wien, 1999.
 - 9) 例えば, Ebenda, Teilbd. 2, S. 751-811. を参照。
 - 10) Bernhard Sommerlad, *Die Faktorei der Fugger in Leipzig*, in: *Schriften des Vereins für die Geschichte Leipzigs*, 22. Bd., Leipzig, 1938, S. 39-66.
 - 11) Manfred Unger, *Die Leipziger Messe und die Niederlande im 16. und 18. Jahrhundert*, in: *Hansische Geschichtsblätter*, 81, 1963, 20-38.
 - 12) Ernst Müller, *Leipziger Neubürgerliste 1471-1501, Quellen und Forschungen zur sächsischen Geschichte* 6. Bd., Dresden, 1969.

- 13) 各都市について一点ずつ挙げておく。Lambert F. Peters, Der Handel Nürnbergs am Anfang des dreißigjährigen Krieges. Strukturkomponenten, Unternehmen und Unternehmer—eine quantitative Analyse—, VSWG Beihefte Nr. 112, Stuttgart, 1994. Mihael Rothmann, Die Frankfurter Messen im Mittelalter, Frankfurter Historische Abhandlungen, Bd., 40, Stuttgart, 1998. Gunther Hirschfelder, Kölner Handelsbeziehungen im Spätmittelalter, Köln, 1994.
- 14) Europäische Messen und Märktesysteme im Mittelalter und Neuzeit, hg. v. P. Johaneck u. H. Stoob, Köln/Weimar/Wien, 1996.
- 15) M. Rothmann, a. a. O.
- 16) Alexander Diez, Frankfurter Handelsgeschichte, 4 Bde., Frankfurt a. M., 1910-1921.
- 17) 近年の市場史を巡る研究の動向、視角については、社会経済史学会編『社会経済史学 第65回大会特集号 共通論題「市場史の射程」』, 第63巻第2号, 1997年所収の各論考を参照。ちなみに、1991年、国際比較都市史研究会は比較都市史研究所(ミュンスター)の創立20周年記念事業の一環として「大市・年市・都市発達」を重点課題として設定したという。田北廣道「問題提起「市場史の射程」」, 前掲誌, 7頁, 註(4)。
- 18) Karlheinz Blaschke, Die Kurfürsten von Sachsen als Förderer der Leipziger Messe. Von der landesgeschichtlichen Grundlegung zur kontinentalen Wirkung, in: Leipzigs Messen 1497-1997, Teilband 1, S. 63. ライプツィヒ付近で東西を結ぶ街道(Hohe Straße)と南北を結ぶ街道(Reichsstraße)とが交差していたという。Handbuch der Historischen Stätten Deutschland, achter Bd., Sachsen, hg. v. Walter Schlesinger, Stuttgart, 1965, S. 179. また, N. Brübach, a. a. O., S. 391. 魚住昌良, 前掲書, 168頁も参照。一方で, ライプツィヒは地理的にそれほど恵まれてはいなかったとの指摘もある。E. Kroker, a. a. O., S. 5.
- 19) K. Blaschke, a. a. O., S. 65, G. Fischer, a. a. O., S. 2.
- 20) E. Kroker, a. a. O., S. 12-13. N. Brübach, a. a. O., S. 395.
- 21) E. Kroker, a. a. O., S. 14.
- 22) N. Brübach, a. a. O., S. 397-398. なお辺境伯ディートリッヒはオットーの曾孫。K. Blaschke, a. a. O., S. 68.
- 23) クロカーは、1268年のこの規定から、二つの大市ともに都市の設立当初から開催されていたと推測している。E.Kroker, a. a. O., S. 15.
- 24) マイセンのヴェットィン家は、1423年にザクセン選帝侯位を受封した。成瀬治他編『世界歴史体系 ドイツ史 1—先史—1648年—』, 山川出版社, 1997年, 380頁。
- 25) 以上の記述は N. Brübach, a. a. O., S. 408-411. に依拠した。
- 26) Ebenda, S. 411.

- 27) E.Kroker, a. a. O., S. 75.
- 28) N.Brübach, a. a. O., S. 412.
- 29) K. Blaschke, a. a. O., S. 69-70.
- 30) Ebenda, S. 70. N. Brübach, a. a. O., S. 412-413. なお, 1 (ドイツ) マイルは約 7500m。
- 31) E. Kroker, a. a. O., S. 76. K. Blaschke, a. a. O., S. 71.
- 32) K. Blaschke, a. a. O., S. 71-73.
- 33) ザクセンを共同で統治していたヴェッティン家のエルンスト選帝侯とアルブレヒト公の兄弟は, 皇帝フリードリヒ三世の甥, マクシミリアン一世の従兄弟であった。マクシミリアンはヴェッティン家に対して巨額の負債を抱えていた。Ebenda, S. 69-71. また, Uwe Schirmer, Die Leipziger Messen in der ersten Hälfte des 16. Jahrhunderts. Ihre Funktion als Silberhandels- und Finanzplatz der Kurfürsten von Sachsen, in: Leipzigs Messen 1497-1997, Teilband 1, S. 91. も参照。
- 34) Helmut Neuhaus, Die Begründung der Leipziger Messe und das Heilige Römische Reich Deutscher Nation in der Jahren 1497/1507, in: Leipzigs Messen 1497-1997, Teilband 1, S. 54-55.
- 35) 例えば N. Brübach, a. a. O., S. 413-414, 587. を参照。とはいえ, 特許状の分析が不可欠であることはいうまでもないだろう。特許状付与の背景を解明していくことにより, ライプツィヒ大市の展開を領邦 (ヴェッティン家) との関係のみならず, 帝国側の諸政策と関連させて見ていく視点が得られるであろうからである。ライプツィヒと領邦との関係については, 例えば K. Blaschke, a. a. O., S. 70-73. を参照。大市開催特権の持つ意義を正確に評価するためには, さらにライプツィヒ商業の具体的な諸相と合わせて検討していく必要があろう。
- 36) E. Kroker, a. a. O., S. 52. K. Blaschke, a. a. O., S. 61-62.
- 37) 一方, チューリングゲンの森は鉱石の精錬に必要な燃料材の供給地となったのみならず, ここにも幾つかの大規模な精錬所があった。Kroker, a. a. O., S. 61. なお, ザクセンの鉱業については以下を参照。諸田實「フッガー家の時代」における鉱山業の繁栄とその特質, 『ドイツ初期資本主義研究』, 有斐閣, 1967年, 59-156頁。
- 38) 例えば, N. Brübach, a. a. O., S. 420. を参照。鉱山の持ち分については, E. Kroker, a. a. O., S. 56-58. を参照。
- 39) ライプツィヒはフッガー家にとっての銅の交差点としても位置づけられていた。M. Unger, a. a. O., S. 25. ライプツィヒにおけるフッガー家とウェルザー家については E. Kroker, a. a. O., S. 65. を, またフッガー家の代理店については B. Sommerlad, a. a. O.. を参照。
- 40) E. Kroker, a. a. O., S. 67. ナウムブルクは, ライプツィヒを中心とした大市開催

の禁制圏内（ライプツィヒから約55km）に位置していたにもかかわらず、同市の初夏の大市（Peter-Pauls Markt）はライプツィヒの新年、復活祭（Jubilate）、ミカエル祭の三つの大市と合わせて、ほぼ四半期ごとに開催される大市のサイクルの一面を形作るようになった。U. Schirmer, a. a. O., S. 95. M. Straube, a. a. O., S. 84-85. ナウムブルクの大市については, Wieland Held, Der Messeplatz Naumburg, seine Geschichte und sein Verhältnis zur Leipziger Messe am Anfang des 16. Jahrhunderts, in: Leipzigs Messen 1497-1997, Teilband 1, S. 75-86. がある。

- 41) G. Fischer, a. a. O., S. 9.
- 42) Ebenda, S. 13.
- 43) N. Brübach, a. a. O., S. 587.
- 44) G. Fischer, a. a. O., S. 9.
- 45) Friedrich Lütge, Die wirtschaftliche Lage Deutschlands vor Ausbruch des dreißigjährigen Krieges, in: Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, 170, 1958, S. 74. F. レーリヒ（瀬原義生訳）『中世の世界経済——一つの世界経済時代の繁栄と終末——』, 未来社, 1969年, 95頁。G. Fischer, a. a. O., S. 15. M. Straube, Zur Stellung der Leipziger Messen im überregionalen Warenverkehr zu Beginn des 16. Jahrhunderts, in: Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte, 1979/III, S. 189. また、以下の文献ではこの問題を掘り下げて追求している。Friedrich Rülke, Die Verlagerung der Handelswege zwischen 1450-1550 und ihre Rückwirkung auf die Deutsche Hanse, Hannover, 1971.
- 46) 15世紀の第一三半期には、ニュルンベルクはプレスラウとの関係を密接なものとしていた。Johannes Müller, Der Umfang und die Haupttrouten des Nürnberger Handelsgebietes im Mittelalter, in: VSGW, Bd. 6, 1908, S. 20. そのような中でライプツィヒはニュルンベルク・ポーランド商業の中継地となっていく。また、リュトゲは東欧の動脈が、オスマン・トルコの進出などにより、レンベルク（現リヴォフ）を経由する東から西に向けてのルートから、ヴェネチア・ニュルンベルク・ライプツィヒ・プレスラウを経由する南から東へ向けてのルートへと変化したことを指摘している。F. Lütge, Strukturwandlungen im ostdeutschen und osteuropäischen Fernhandel des 14. bis 16. Jahrhunderts, in: Beiträge zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Stuttgart, 1970, S. 108-110.
- 47) N. Brübach, a. a. O., S. 438-445. E. Kroker, a. a. O., S. 93-97. M. Unger, Die Leipziger Messe und die Niederlande, S. 29-33. Ders., Niederländer und die Leipziger Messe im 16. Jahrhundert, in: Leipzigs Messen 1497-1997, Teilband 1, S. 114, 117-120.
- 48) N. Brübach, a. a. O., S. 442-444.
- 49) Ebenda, S. 446.

- 50) 本来、市内での商品取引を見ていくのであれば、大市に該当する事柄とそれ以外の時に該当する事柄とを明確に区別して考察を進めていくべきであるが、以下本章の2と3ではこの課題を果たせていないことを断っておきたい。
- 51) その過程は長期に渡るものであったという。E. Hasse, a. a. O., S. 176. E. Kroker, a. a. O., S. 82-83.
- 52) M. Straube, *Mitteldeutsche Städte und der Osthandel*, S. 88.
- 53) 以上、大市取引の概要に関する記述は E. Kroker, a. a. O., S. 82-91. に依拠した。
- 54) M. Straube, *Mitteldeutsche Städte und der Osthandel*, S. 86. 但し、必需品は計量所に持ち込む必要はなかった。
- 55) N. Brübach, a. a. O., S. 428. 計算の根拠が今一つ不明確であり、疑問の残る数値ではあるが、大市取引の規模を推し量る一つの目安としてここに挙げた。
- 56) 計量所の記録上の初出は1359年である。1555年には、取引量の増大に伴い、それまでの計量所は新たに建て直された。Ebenda, S. 422.
- 57) Ebenda, S. 422. ライプツィヒ東部の都市アイレンブルクの護衛規定によると、輸送業者は、護衛料の支払いと引き換えに領収証を受け取り、それを次の護衛地まで携えて行かなければならなかった。その領収証はまた、正規の街道を経由したことの証明になった。M. Straube, *Mitteldeutsche Städte und der Osthandel*, S. 90. ここでいう領収証 (Quittung) は、恐らく本文に挙げた書類 (Geleitzettel) のことだろうと思われる。
- 58) これに対して、商品が市内に搬入されたり市外にもたらされる際に徴収される税は、一部は参事会の収入となったものの、残りは領邦の収入となった。E. Kroker, a. a. O., S. 37.
- 59) N. Brübach, a. a. O., S. 423, Anm. 115.
- 60) Ebenda, S. 423. 一部商品の課税原則が Ebenda, S. 425. で引用されている。
- 61) E. Kroker, a. a. O., S. 38.
- 62) Ebenda, S. 34, 36.
- 63) 具体的には Ebenda, S. 81. を参照。
- 64) Ebenda, S. 39.
- 65) M. Unger, *Niederländer und die Leipziger Messe*, S. 110-111.
- 66) E. Kroker, a. a. O., S. 39-41.
- 67) 露天商が扱った商品には、バター、チーズ、卵、麻、ケシ、キビ、乾燥させた肉、ベーコン、鶏、鳩、肥育させた鷺鳥、リンゴ、ナシ、ナッツ、栗、桜桃、葡萄、桃などがあつた。Ebenda, S. 26.
- 68) フィッシャーによると、ライプツィヒでは、1500年頃まで以下のような商品が小間物に含まれていたという。香辛料、いわゆる嵩の張る商品 (grobe Waren)、各種必需品、飲みのも、絹製品、亜麻製品、その他繊維製品、皮製品、鉄及び真鍮製品、魚。具体的な内訳については、G. Fischer, a. a. O., S. 42-43. を参照。

- 69) 南方産ワイン (Reinfall (Rivale), Malvasier, Rummenie) はフランケン産ワインやライン・ワインといったドイツ産ワインより高く評価されていた。E. Kroker, a. a. O., S. 40-41.
- 70) Ebenda, S. 40. G. Fischer, a. a. O., S. 62, 70.
- 71) 例えば, E. Kroker, a. a. O., S. 45. G. Fischer, a. a. O., S. 13. を参照。
- 72) 例えば, M. Unger, Die Leipziger Messe und die Niederlande, S. 28. を参照。
- 73) E. Kroker, a. a. O., S. 45. G. Fischer, a. a. O., S. 14-15.
- 74) G. Fischer, a. a. O., S. 100.
- 75) N. Brübach, a. a. O., S. 446-451.
- 76) Ebenda, S. 456. を参照。